



山梨県

YAMANASHI

# 再エネ設備導入 支援事業費補助金

光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を  
推進するため太陽光発電や蓄電池の導入を支援します！

## 補助対象者

次のいずれも該当する個人

- ①山梨県内に居住する（住民登録されている）者
- ②県税の滞納がない者
- ③山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

## 補助対象事業

補助対象設備を県内の※既存住宅に導入する次に掲げる事業

- ①太陽光発電設備を購入により設置する事業
- ②既に設置された太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置する事業
- ③太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置する事業

※既存住宅：建設工事完了の日から起算して1年を経過した建築物。  
(これまで山梨県の補助金を受けた方は、一部制限があります。)

## 補助対象設備

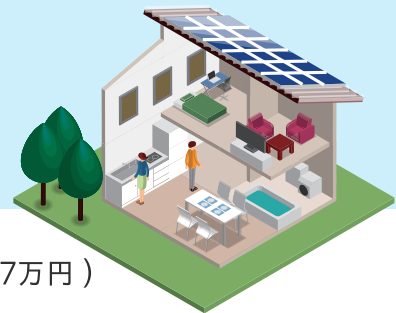
【太陽光発電設備】

- ①未使用品であること
- ②停電時においても電力供給を継続する機能を有していること
- ③発電した電気の一部または全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの

【蓄電池】

- ①未使用品であること
- ②停電時においても電力供給を継続する機能を有していること
- ③太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるもの
- ④蓄電容量が4kWh以上であること
- ⑤国が行う（令和7年度または令和8年度）戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの

# SUSTAINABLE ENERGY



## 補助対象経費等

- 太陽光発電設備…1kW あたり3万円（上限27万円）
- 蓄電池……………1台あたり25万円（定額）

## 補助対象期間

交付決定日以降に補助対象設備に係る契約等を行い、令和9年2月12日までに設置を完了するもの。

## 補助対象設備 の設置場所

補助対象者が居住する山梨県内の既存住宅。  
太陽光発電設備について、当該住宅の屋根上に設置する。  
ただし、やむを得ない理由で当該住宅の屋根上に設置できない場合は知事の了承を得た上で、その敷地内に所在する建築物に設置することができる。

## 募集期間

令和8年4月6日（月）～  
令和8年11月27日（金）19時必着  
※予算に達し次第、受付を終了します。

## 書類提出 （郵便または持参）

【提出先】〒409-3851 昭和町河西 1232-1  
【受付時間】平日 10時～19時／土曜日 10時～17時  
（日曜日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

## 申請書類

交付申請書※1  
補助金交付要綱別表第3に記載の添付書類※2  
※申請書、添付書類は各2部提出が必要です。

※1

様式第1号（第1表関係）  
山梨県知事 様 申請書 住所  
氏名  
再エネ設備導入支援事業費補助金交付申請書  
貴県は設備導入支援事業費補助金の交付を認めているので、貴県は設備導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、申請書類を添付して、次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請書	金	円	
導入に要する経費※1	金	円	
補助対象事業 開始予定日※2	年	月	日
補助対象事業 終了予定日※3	年	月	日
補助対象事業 終了予定日※4	年	月	日

連絡先※5  
住所 〒  
氏名  
電話  
FAX  
E-mail

※1 導入に要する経費（経費見積）の金額を明記して記入してください。  
※2 導入する補助対象設備の取付予定年月日を記入してください。  
※3 導入する補助対象設備の工事完了予定年月日を記入してください。  
※4 導入する補助対象設備の工事完了予定年月日を記入してください。  
※5 申請書類に添付する際を念のため、申請書の記載を記入してください。  
補助金交付決定後申請書の送付先としても使用するため、住所等の変更はいずれも不可とします。

※2

補助金交付申請書（様式第1号）の添付書類

- 01 補助対象事業等の要件の確認表
- 02 チェックリスト
- 03 住民票の写し（発行日が申請日より3箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
- 04 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（様式第1号の2）
- 05 県税の納税証明書（未納のない証明書）（証明日が申請日より3箇月以内のもの）
- 06 補助対象設備の導入場所の写真
- 07 補助対象設備の仕様書
- 08 補助対象事業の見積書
- 09 設備導入の同意書※
- 10 その他知事が必要と認める書類

※申請者と補助対象設備の導入場所の土地・建物の所有者が異なる場合に提出すること。

## 補助金の問い合わせ先

やまなし再エネ補助金事務局 TEL.050-5367-3053  
【受付時間】平日 10時～19時／土曜日 10時～17時  
（日曜日・祝日および12月29日～1月3日を除く）

詳細は山梨県ホームページをご覧ください。各種様式や制度の詳細を掲載しています。

